辻雅之（2014）「登録文化財を活用した地域拠点形成と歴史まちづくり」
『創造都市研究ｅ』９巻１号（大阪市立大学大学院創造都市研究科電子ジャーナル）

登録文化財を活用した地域拠点形成と歴史まちづくり
－登録プロセス、メリット、まちづくりネットワークの視点から－

The Registered Cultural Properties renovated as Regional Regeneration Bases for Town Management in Historical Cities: Models of Registration Processes, Cost and Benefits, Networks

辻　雅之（奈良家庭裁判所勤務）

TSUJI Masayuki（Staff, Nara Family Court）

1996 年 10 月に発足した国の文化財登録制度は、国宝や重要文化財といった指定文化財のように、行政の許可制による強い規制と手厚い保護によって保存するのとは異なり、近代の歴史遺産を中心として、住民、所有者が自主的に保存・活用する物件を国の台帳に登録し、緩やかな保護措置で継承していくことを目的とするものである。本研究では、この文化財登録制度を利用してまちづくりをおこなっていく可能性を追求した。その理由は、【１】この制度は、歴史的価値のストックを有するが、指定文化財のない地域や面的な景観整備計画（伝統的建造物群保存地区や景観地区）が難しい地域において可能、【２】地域住民の発意により可能、【３】届出制で改修による活用の柔軟性が高いので、用途を変更して、経営や地域活性化のために役立つ活用が可能で、コンバージョンし、まちづくりの拠点を創出する可能性を持つからである。2013 年 6 月 1 日現在、登録有形文化財建造物は全国で 9124 件あり、その中で登録有形文化財建造物の件数が突出して多いのは大阪府と兵庫県のため、両府県に存する登録有形文化財建造物を取り上げ、建造物の活用とそれに基づくまちづくりを考察することとした。2013 年 6 月 1 日現在、登録有形文化財建造物は、大阪府は 534 例（立地場所で集約すると 196 例）、兵庫県は 550 例（立地場所で集約すると 140 例）あり、それらについて立地特性（Ａ都心、Ｂ都心周辺部、Ｃ郊外）と活用形態（ａ営利活用、ｂ非営利活用、ｃ保存）による９分類を行った。市町村別分類では、大阪府では、大阪市と大阪府南部に多い。兵庫県では、神戸市を含む兵庫県東部に多い。登録年代別分類では、1996 年から 2000 年を第Ⅰ期、2001 年から 2005 年を第Ⅱ期、2006 年から 2010 年を第Ⅲ期とすると、登録数の大きな傾向で、大阪府は、第Ⅰ期は大阪市、第Ⅱ期・第Ⅲ期は大阪府南部が多く、兵庫県は、第Ⅰ期は神戸市、第Ⅱ期・第Ⅲ期は兵庫県東部が多い。また立地特性と活用形態には相関関係があり、都心においては営利活用が多く、都心から都心周辺、周辺市町村に移るにつれて、非営利活用が多いという結果が出た。登録有形文化財建造物活用の個別事例として、大阪府の北浜レトロビルヂング、寺西家阿倍野長屋、南川家住宅、兵庫県の甲南漬資料館、旧小河家別邸、旧小國家住宅の６事例を挙げ、それぞれの活用方法、まちづくり活動と効果を検討した。そして、個別事例で挙げた建造物が関わっているまちづくりのネットワーク事例として、船場近代建築ネットワーク、「どっぷり、昭和町。」、貝塚寺内町と紀州街道まるごと博物館、灘の酒蔵探訪、旧街道・街歩き、ルネサンス旧小國家プロジェクトの６事例を挙げ、それぞれの組織と建造物のネットワークによる歴史まちづくりを考察した。それにより、（１）登録プロセス、（２）メリット、（３）まちづくりネットワークの３つのモデルを創出した。【（１）登録プロセスモデル】登録文化財制度の特徴は、法律上、（形式的には）登録の主語（登録者）は、あくまで文部科学大臣となっているが、実際は、地方公共団体や所有者の申請で、届出制により登録が柔軟にできるような制度になっていることをみた。大阪府では、調査「大阪府の近代和風建築」があり、2007 年前後までは、文化庁の方針もゆるやかなもので、登録が進んだ。兵庫県は、登録文化財制度の契機となった自治体であるが、2010 年までは、登録数は大阪府の方が上だった。しかしヘリテージマネージャー育成を 2002 年に始めてから、申請が拡大し、2011 年には大阪府の登録数を上回った。そこで大阪府でも、調査と申請をサポートするヘリテージマネージャーの養成講座が行われることとなった。このようなことから、登録プロセスモデルとして登録文化財所有者の会やヘリテージマネージャーが、情報発信、調査・登録、メンテナンス・交流をサポートするというモデルを提唱した。【（２）メリットモデル】【１】北浜レトロビルは、差別化（希少価値の建物＋本物志向の飲食）の成功により、高級ホテル喫茶なみの単価 2000 円で、売り上げは、１か月で約 700 万円と成功した。【２】寺西家阿倍野長屋は、長屋改修と共同住宅建設の収支を比較し、共同住宅は返済額が大きい（ハイリスク・ハイリターン）、収入－支出＝利益は長屋再生の方が２倍あることが分かった。【３】甲南漬資料館の経営の例では宣伝広告効果、観光集客効果があり１年で売上約 3000 万円を得た。以上から、１．営利活用成功のモデルとして、①立地条件、②建造物の希少性、③建造物に頼らない経営、を導いた。また、２．非営利活用成功のモデルとして、①地域資料館としての活用が適しており、②運営一般に市民の参加が期待でき、③イベント等で住民間の交流ができること、を導いた。【（３）まちづくりネットワークモデル】登録有形文化財中心のネットワーク形成による効果の周辺への拡大を検討し６類型の可能性を示した。登録有形文化財

建造物を活用し、歴史を核にした建造物のネットワークを構築する条件を考察した。登録文化財を活用した歴史まちづくりが成功するためには、①ヘリテージマネージャーなどの専門的職能ネットワークが主体となり、②登録プロセスモデルに則り登録手続を行い、③立地特性と活用形態における分析結果に沿った活用方法を選択し、④メリットモデルで述べた活用を行い、⑤歴史まちづくりネットワークモデルで考察したような建造物をつなげるネットワークを構築することができれば、建造物にとって適する活用ができ、その建造物を中心とした歴史まちづくりができる。

キーワード：登録有形文化財、歴史的資源活用、歴史まちづくり、ネットワーク、ヘリテージマネージャー
***Keywords*: Registered Tangible Cultural Properties, Practical Use of Historic Resources, Town Management of History, Network, Heritage Manager**

はじめに

1996（平成 8）年 10 月に発足した国の文化財登録制度は、国宝や重要文化財といった指定文化財のように、比較的古い時代の少数の物件について、行政の許可制による強い規制と手厚い保護によって保存するのとは異なり、近代の歴史遺産を中心として、住民、所有者が自主的に保存・活用する物件を国の台帳に登録し、緩やかな保護措置で未来に継承していくことを目的とするものである。本研究では、この文化財登録制度を利用してまちづくりをおこなっていく可能性を追求した。

歴史的価値のある建造物は存在するが、「指定文化財」のない地域や、「面的な景観整備計画（伝統的建造物群保存地区や景観地区）」が難しい地域において、登録有形文化財建造物は、住民主体でまちの質的向上ができ、まちづくりのきっかけとなる中心的な拠点とすることができる。地域に遺る文化財建造物を保存・活用することにより、これからのまちづくりに応用が可能となる。

2013（平成 25）年 6 月 1 日現在、登録有形文化財建造物は 9124 件を数える。その中でも特に多いのが大阪府と兵庫県であり、本稿では、両府県の登録有形文化財建造物を取り上げ、建造物の活用とそれにもとづくまちづくりを考察する。本研究は、(1) 大阪府と兵庫県を調査し、登録有形文化財建造物件数が多い理由を明らかにするとともに、既存の登録有形文化財建造物を分類、検討することにより、建造物に適する活用方法を明らかにすること、(2)　文化財登録のプロセスと登録を支える制度・団体を調べることにより、文化財登録の現実の運用と将来の展望を検討すること、(3) 大阪府と兵庫県内で文化財建造物を活用して、歴史まちづくりネットワークを構築している地域について調べることにより、文化財建造物の登録と活用による歴史まちづくりネットワークの現状と、歴史まちづくりを発展させるための条件について考察することを目的とする。

第１章　文化財制度と歴史的まちづくり

第１節　歴史的環境保全とまちづくりに関する法律の歴史

１．基本的な法律

（１）各種保存法：日本の歴史的環境保全制度とまちづくりに関する法律の歴史の概略は、表１－１のとおりである。1897（明治 30）年に、文化財保護法の原型となった「古社寺保存法」が制定された。その後、大正から昭和初期にかけて、1919（大正 8）年に「史蹟名勝天然紀念物保存法」、1929（昭和４）年に「国宝保存法」、1933（昭和 8）年に「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定された。

（２）文化財保護法：1950（昭和 25）年には、「文化財保護法」が制定された。この法律は、史蹟名勝天然紀念物保護法、国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の統合・廃止による日本初の文化財保護に関

する全般的・統一的立法である。浅野（2004）によると、文化財保護法は、現行の歴史的環境保全の柱となる根拠法であり、第二次世界大戦後は、保全対象が単体建築物を中心にした「点」から複数の民家等を中心にした「面」へと対象が拡大し、それに伴い、歴史的環境の保全が単に文化財保護上のみならず、都市計画上の課題でもあることが認識され始めた。文化財保護法は、1950（昭和 25）年、1975（昭和 50）年、2004（平成 16）年に改正された。

（３）伝統的建造物群保存地区制度：1950（昭和 25）年の文化財保護法改正では伝統的建造物群保存地区制度が創設された。

（４）文化財登録制度：1975（昭和 50）年の文化財保護法改正では、文化財指定制度の補完制度として「文化財登録制度」が導入された。2004（平成 16）年の文化財保護法改正では、文化財登録制度が、建造物以外の有形文化財にも拡充された。

２．都市計画、まちづくり関連分野

（１）古都保存法：都市計画・まちづくりの分野では、1966（昭和 41）年に、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」が制定された。この法律は、同法で定められた京都市、奈良市、鎌倉市と、政令で定める天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市という古都のみを対象として、歴史的風土を保存するためのものである。

（２）景観法：2004（平成 16）年には「景観法」が制定された。この法律により、景観形成に向けた地方公共団体の取組を後押しする各種制度が設けられることとなった。

（３）歴史まちづくり法：2008（平成 20）年には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」が制定された。この法律については、以下において詳述する。

３．町並み保全型まちづくり

岡崎（2004）によると、町並み保全型まちづくりの実現方法には、大きく分けて、①町並みをよくするためのルールづくりである「規制的手法」、②ルールより緩い指針やガイドラインと呼ばれるようなものを作り、望ましい方向へ導こうとする「誘導的手法」、③実際に民家、水路、公園などの整備を行う「事業的手法」、の３つがあるとする。そのうち、行政による規制的手法には、（１）文化財系のものと（２）景観系のものがあり、文化財系と景観系ともに、建造物単体と面的な地区全体のどちらを対象にしているかで分けることができる。行政による文化財系の規制的手法は、主に文化財保護法によるものである。建造物単体を対象としたものは、重要文化財などの指定文化財や、登録文化財がある。面的に地区全体を対象にしたものには、伝統的建造物群保存地区などがある。景観系の規制的手法は、景観法や都市計画法などによるものである。建造物単体を対象としたものは、景観重要建造物がある。面的に地区全体を対象にしたものには、景観計画区域や歴史まちづくり法上の重点区域がある。

第２節　文化財と歴史まちづくりに関する基本構想（略）

１．文化審議会文化財分科会企画調査会報告書

２．歴史文化基本構想と歴史まちづくり法

１．の文化審議会文化財分科会企画調査会報告書からは、「歴史文化基本構想」の策定が提言された。

第３節　文化財の種類と文化財登録制度

１．文化財の定義

文化財保護法２条によれば、文化財とは、①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、⑤文

化的景観、⑥伝統建造物群、の６種類を指す。

２．文化財指定制度

苅谷（2006）によると、指定制度は、重要なものを重点的に厳選して、所有者に強い制約を課しながら、貴重な国民の文化財を守ることをねらいとして、各時代または類型の典型であるとの評価が定まっているものを保護の対象とするものである。重要文化財には、修理の国庫補助、税の優遇措置がある。重要文化財の指定を増加させるためには、指定に対する所有者の合意の推進や修理費補助等の予算措置の拡大が必要である。そのため、多くの歴史的建造物は、その価値が明らかにされる前に、老朽化や再開発のための建て替え・除却等により次々と姿を消していった。

３．文化財登録制度

（１）定義・規準：上記の状況を改善するために、指定制度を補完するものとして、1996（平成 8）年の文化財保護法改正により創設されたのが「文化財登録制度」である。文化財登録制度には、近代の文化財への強い関心と滅失への危機意識を背景として、所有者の自発性を尊重した緩やかで制約の少なく、活用を図りつつ進める保護措置という、文化財の特質と時代に即応した新しい手法が導入されている（苅谷 2006）。

「登録有形文化財」とは、「文部科学大臣が、重要文化財や地方公共団体の指定文化財以外の有形文化財のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要であるとして、文化財登録原簿に登録したもの」をいう（文化財保護法 57 条）。 登録の基準としては、原則として建設後 50 年を経過した建造物で、かつ、①国土の歴史的景観に寄与しているもの、②造形の規範になっているもの、③再現することが容易でないもの、のいずれかにあたるもの、と定めている（「登録有形文化財登録基準」平成 17 年文部科学省告示第 44 号）。もともと登録文化財制度の直接の契機となったのは、1995 年の阪神・淡路大震災により多くの文化財建造物に被害が出たことにより、未指定であるが価値のある文化財建造物へ対応しておく必要があり、それが背景となり、兵庫県が中心となり国に働きかけたことが大きい。1996（平成 8）年 10 月に発足した国の登録文化財制度は、国宝や重要文化財と呼ぶ「指定文化財」のように、比較的古い時代の少数の物件について、行政の許可制による強い規制と手厚い保護によって保存するのとは異なり、近代の歴史遺産を中心として、住民、所有者が自主的に保存・活用する多くの物件を国の台帳に登録し、緩やかな保護措置で未来に継承していくことを目的とするものである。

（２）活用のための柔軟な仕組み：登録有形文化財建造物は、活用が重んじられる文化財である。「届出制」というゆるやかな規制を通じて保存を図ることにより、まちづくりや観光などの分野で活用されることが望まれている。外観を大きく変える場合は届出が必要であるが、規制を受けずに、内部を改装し、用途を変更して、経営や地域活性化のために役立つ活用をしながら、文化財を保存することができるので、まちづくりで行われている「古い建築物のコンバージョン（小林他 2005）」に適切な仕組みとなっている。また、登録文化財の所有者、管理責任者または管理団体は、修理や管理について、文化庁長官に技術的指導を求めることができる（文化財保護法 66 条）。

第４節　近畿地方２府４県の文化財建造物の件数

近畿２府４県は、文化財が豊富である。国宝・重要文化財建造物および登録有形文化財建造物の件数を数えた結果が表１－４である。国宝・重要文化財建造物は、いずれも全国の上位５位までを近畿２府４県が占める。登録有形文化財建造物は、全国の１位が兵庫県、２位が大阪府、４位が京都府で、いずれも近畿の府県である。このように、文化財建造物を多く有する近畿２府４県であるが、府県別に見ると、その性格は異なる。例えば、奈良県は、国宝建造物数は全国１位、重要文化財建造物数は全国２位であるが、登録有形文

化財建造物数は全国 16 位である。一方、兵庫県と大阪府は、国宝と重要文化財の建造物数は、奈良県、京都府、滋賀県より少ないが、登録有形文化財建造物数は全国で１位と２位であり、他の府県よりはるかに多い。登録有形文化財建造物の全国における３位は長野県の 420 件であり、兵庫県と大阪府は、全国的に見ても、登録有形文化財建造物数がきわめて多い同府県内の国宝・重要有形文化財建造物数と比較して、登録文化財建造物数の多いことが分かる。そこで本研究では、登録有形文化財で全国１位、２位の大阪府と兵庫県を中心に以下分析をすすめていきたい。

【表１－４】近畿地方２府４県の府県別文化財建造物の件数と全国における順位

A. 国宝			B. 重要文化財			C. 登録有形文化財		
1位	奈良県	64件	1位	京都府	292件	**1位**	**兵庫県**	**550件**
2位	京都府	48件	2位	奈良県	261件	**2位**	**大阪府**	**534件**
3位	滋賀県	22件	3位	滋賀県	182件	4位	京都府	403件
4位	**兵庫県**	**11件**	**4位**	**兵庫県**	**105件**	8位	滋賀県	326件
5位	和歌山県	7件	**5位**	**大阪府**	**98件**	16位	奈良県	202件
8位	**大阪府**	**5件**	7位	和歌山県	78件	25位	和歌山県	155件

第２章　登録文化財建造物の分類－大阪府・兵庫県

建造物は、建築年代、構造、規模など、様々な方法で分類できる。この章では、大阪府と兵庫県に存在する登録有形文化財建造物について、どういうところにあるものが、どのような使われ方をしている例が多いか、を明らかにするため、市町村別、年代別の分類と、立地特性と活用形態による分類を行う。

（１）物件別（建造物別）単位と立地別（場所別）単位：登録有形文化財建造物の件数は、同一の敷地の中であっても、建造物が異なれば、それぞれ別のものとして計数する。例えば、同じ敷地の中に複数件の登録がなされている場合があり、１軒の民家の中の、主屋、蔵、門、離れが登録されれば、登録数は４件となる。そのため、物件別（建造物別）単位と立地別（場所別）単位の両方を区別する必要がある。2013 年 6 月 1 日現在の、大阪府の登録有形文化財建造物のリストで、大阪府の場合、登録有形文化財建造物は、物件単位で 534 件あり、同一の場所をまとめると、196 箇所となる。兵庫県の場合、登録有形文化財建造物は、物件単位で 550 件あり、同一の場所をまとめると、140 箇所となる。

（２）分類の特性（略）

第１節　市町村別分類

１．大阪府

（１）地域区分：ここでは、大阪府を、各市町村別と、①大阪市、②大阪府北部、③大阪府南部の３つの地域に分けて考察した。

（２）市町村上位１０位まで：市区町村別の登録有形文化財建造物数上位は、１位（23 件）が「大阪市中央区」、２位（16 件）が「貝塚市」、３位（11 件）が「大阪市天王寺区」、４位（9 件）が「豊中市」、５位（7 件）が「吹田市」、６位（6 件）が「河内長野市」、「大阪市住吉区」、「大阪市西区」、「富田林市」、「堺市堺区」、「箕面市」である。

市区町村別で登録件数が 10 件以上となるのは、大阪市中央区（23 件）、貝塚市（16 件）、大阪市天王寺区（11 件）である。大阪市中央区には、北浜レトロビルヂング、大阪城天守閣などがある。大阪市中央区は、大阪市営地下鉄淀屋橋駅から本町駅の間の、船場地区の中に大正から昭和初期にかけて建てられた近代建築

が多く残っており、大阪府の中で最も登録有形文化財件数が多い。貝塚市には、南川家住宅、寺田家住宅などがある。貝塚市は、南海電車本線貝塚駅の北部に願泉寺を中心とした寺内町が拡がっており、貝塚市の登録有形文化財は、その地域に集積している。登録有形文化財建造物の所有者でもある南川孝司氏が、地域の歴史的価値のある民家の所有者に働きかけたことにより、寺内町は大阪府下でも有数の登録有形文化財建造物の集積地となった。大阪市天王寺区には、四天王寺八角亭、念仏寺などがある。大阪市天王寺区は寺が多い地域であり、登録された 11 件の登録有形文化財建造物はすべて寺である。11 件のうち、9 件が下寺町にある。

４位以下では、豊中市には、大阪大学共通教育本館、大阪府立桜塚高等学校などがある。吹田市には、関西大学簡文館、千里寺などがある。河内長野市には、観心寺、南天苑などがある。大阪市住吉区には、住吉大社神館、大阪市立大学本館などがある。大阪市西区には、日本基督教団大阪教会、江戸堀コダマビルなどがある。富田林市には、富田林市立川西小学校教育歴資料室（旧川西尋常小学校）、桃花塾などがある。堺市堺区には、清学院、小谷城郷土館などがある。箕面市には、高橋家住宅、瀧安寺などがある。

（３）立地的傾向：<u>全体的に見ると、大阪府北部よりも南部の方が、登録文化財件数が多い。</u>大阪府北部には、ＪＲ（旧国鉄）東海道線、東海道新幹線という主要な鉄道があるほか、名神高速道路や国道１号線という幹線道路がある。北部は交通が便利になったことで、産業が栄え、住宅の建て替えが進んだ。大阪府南部は、寺内町など古くから遺っている町が多いため、登録件数が多いと考えられる。

２．兵庫県

（１）地域区分：ここでは、兵庫県を、各市町村別と、①神戸市、②兵庫県東部、③兵庫県西部の３つの地域に分けて考察した。

（２）市町村上位１０位まで：市区町村別の登録有形文化財建造物数上位は、１位（16 件）が「神戸市中央区」、２位（10 件）が「尼崎市」、「朝来市（あさごし）」、４位（9 件）が「姫路市」、５位（8 件）が「加古川市」、６位（7 件）が「神戸市東灘区」、「西宮市」、８位（5 件）が「明石市」、「加西市」、１０位（4 件）が「神戸市灘区」、「豊岡市」、「宝塚市」、「篠山市」である。

市区町村別で登録件数が 10 件以上となるのは、神戸市中央区（16 件）、尼崎市（10 件）、朝来市（10 件）である。神戸市中央区には、兵庫県公館（旧庁舎）、うろこの家（旧ハリヤー邸）などがある。神戸市中央区は、近代建築や洋館が多く、兵庫県の中で最も登録有形文化財建造物の件数が多い。尼崎市には、尼崎市役所開明庁舎、東洋精機株式会社などがある。尼崎市は、有形文化財登録が様々な町でなされている。登録有形文化財建造物 10 件中、7 件が住宅であるのが特徴である。朝来市には、旧吉川家住宅（生野まちづくり工房井筒屋）、旧海崎医院などがある。朝来市には、生野銀山の鉱山町であった口銀谷（くちがなや）という景観形成地区において、朝来市の 10 件の登録のうち 8 件の登録がされている。

４位以下では、姫路市には、姫路市立美術館、姫路工業大学などがある。加古川市には、旧大西家住宅（みとろ苑）、多木浜洋館などがある。神戸市東灘区には、甲南漬資料館（旧高嶋家住宅主屋）、私立灘中学校・灘高等学校などがある。西宮市には、武庫川女子大学甲子園会館（旧甲子園ホテル）、関西学院大学時計台（旧図書館）などがある。明石市には、明石市立天文科学館、明石市立中崎公会堂などがある。加西市には、住吉神社、大信寺などがある。神戸市灘区には、六甲山荘（旧小寺家山荘）、神戸大学本館などがある。豊岡市には、豊岡市役所南庁舎別館（旧兵庫縣農工銀行豊岡支店）、平尾家住宅などがある。宝塚市には、宝塚市立中央図書館桜ガ丘資料室（旧松本安弘邸）、小林聖心女子学院本館などがある。篠山市には、鳳鳴酒造、小田垣家住宅などがある。

（３）立地的傾向：兵庫県西部の市町村では、朝来市と姫路市以外の登録数は４件以下である。全体的に見

ると、兵庫県西部よりも東部のほうが、登録文化財件数が多い。東部の方が、市町村数が多いこともあるが、第２節でみるように、兵庫県東部は、神戸市と同じで文化財登録制度ができた頃から登録数を増やしてきたという事情がある。

第２節　登録年代別分類

表２－７の表は、登録制度開始から５年ごとに区分し、「1996 年から 2000 年までを第Ⅰ期」、「2001 年から 2005 年までを第Ⅱ期」、「2006 年から 2010 年までを第Ⅲ期」として、登録数の推移を分析したものである。

【表２－７】登録有形文化財建造物の年代別分類（大阪府、兵庫県）

	第Ⅰ期 1996～2000年	第Ⅱ期 2001～2005年	第Ⅲ期 2006～2010年
大阪市	28	14	25
大阪府北部	9	16	15
大阪府南部	19	36	29
合計	56	66	69

	第Ⅰ期 1996～2000年	第Ⅱ期 2001～2005年	第Ⅲ期 2006～2010年
神戸市	14	13	6
兵庫県東部	10	21	29
兵庫県西部	2	11	13
合計	26	45	48

（１）大阪府：大阪府全体を見ると、登録初年度の 1996 年には登録数が２件であったが、1997 年から 2002 年までは毎年 10 件以上のペースで登録されている。2003 年と 2006 年には 20 件を超える登録がなされており、2007 年と 2008 年にも 20 件近くの建造物が文化財登録されたが、その後、登録数は減り、2009 年に９件が登録されたあと、2010 以降は、１件から３件にとどまっている。これは、文化庁の方針が変わったことにより、登録が厳しくなったことが影響していると考えられる。大阪府では、2000 年代、特に 2003 年から 2008 年までの間、登録が非常にさかんだったといえる。

大阪市は、登録制度が開始された 1996 年から５年間は登録数が多いが、その後の 2001 年からの５年は数が少なくなった。2006 年からは再び登録数が多くなった。大阪府南部は、1996、1997 年は登録数が少なかったが、その後数を増やし、2003 年と 2006 年にはピークの 12 件に達した。大阪府南部は、2000 年代中期には大阪市・大阪府北部をしのぐ勢いで、登録の最も盛んな地域であった。大阪府北部は、1996 年から７年間は登録数が少ないが、その後は登録数を増やし、2007 年には大阪市や大阪府南部より数が多い。2009 年からは各地域の登録数が減少している。

大阪市は第Ⅰ期が一番多く、第Ⅱ期に少なくなっている。それに比べて大阪府北部と大阪府南部はそれぞれ、第Ⅰ期が一番少なく、第Ⅱ期が一番多い。このことから、文化財登録制度が始まった当初は、大阪市に存する建造物を中心として登録を進めていったことが分かる。その後、第Ⅱ期になり、大阪市から大阪府の北部や南部に登録を拡げていったということが言える。特に南部が多く１位となっている。第Ⅲ期に入れば、大阪市の登録件数は再び伸びている。大阪府北部と大阪府南部の第Ⅲ期の登録件数は、第Ⅱ期と比べれば減っているが、大阪市の第Ⅰ期から第Ⅱ期の低下ほどではない。登録数の大きな傾向としては、一番多いのは、第Ⅰ期は大阪市、第Ⅱ期・第Ⅲ期は大阪府南部であり、やはり郊外では大阪府南部が優位である。大阪府全体では、第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期と年代が進むにつれて登録数は増加している。

（２）兵庫県：兵庫県全体を見ると、登録初年度の 1996 年には登録数が２件、次の 1997 年には登録数が１件であったが、90 年代末の 1998 年と 1999 年に最初のピークがあり、11 件に増えている。その後は減少したが、2002 年から 2009 年と、2011 年は 10 件前後のペースで登録されている。特に、90 年代末と 00 年代前半に神戸市の、00 年代後半に兵庫県東部の登録数のピークがある。

兵庫県は、文化庁の方針が変わったことによる影響は少ないように観察できる。神戸市は、登録制度が開始されてから２年後の 1998 年に登録数がピークに達する。その後、2003 年に２度目のピークがあるが、2004 年からは平均して全体の中で最も登録数が少ない。兵庫県東部は、2003 年までは神戸市よりも平均して登録

数が少なかったが、2005 年から 2009 年までは増加し、兵庫県全体からみても最も登録数が多い期間となった。兵庫県西部は、1996 年から８年間は兵庫県内で最も登録数が少なかったが、その後、登録数を増やし、2005 年から 2009 年までは、ほぼ兵庫県南部と神戸市の間の登録数となった。

神戸市は第Ⅰ期と第Ⅱ期が多く、第Ⅲ期はそれらの半数以下に減少している。兵庫県東部と西部は、第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期とあとになるほど、登録数が増加している。大阪府と異なる点は、兵庫県は第Ⅰ期から神戸市以外の地区に存する建造物の登録も進めていたことである。文化財登録制度が始まった当初は、神戸市と兵庫県東部に存する建造物を中心として登録を進めていき、第Ⅱ期には、兵庫県西部にも登録を拡げていった。第Ⅲ期に入って、神戸市の登録数は減少したが、兵庫県全体では増加している。登録数の大きな傾向としては、一番多いのは、第Ⅰ期は神戸市、第Ⅱ期・第Ⅲ期は兵庫県東部であり、兵庫県東部が優位である。兵庫県も大阪府と同じく、第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期と年代が進むにつれて登録数は増加している。

第３節　立地特性と活用形態による分類

大阪府と兵庫県の登録有形文化財建造物について、同一立地場所でまとめた計測を行い、「立地特性３タイプ×活用形態３タイプ」による９分類とした。

１．立地特性３区分

２．活用形態３区分

３．立地特性３区分と活用形態３区分のクロス集計

【表２－９】大阪府と兵庫県における登録有形文化財建造物の立地特性と活用形態による分類

		立地特性			
	大阪府	A.都心型	B.都心周辺型	C.周辺市町村型	合計
活用形態	a.営利活用型	17(65.4%)	13(30.2%)	20(15.7%)	50(25.5%)
	b.非営利活用型	6(23.1%)	22(51.2%)	53(41.7%)	81(41.3%)
	c.保存型	3(11.5%)	8(18.6%)	54(42.6%)	65(33.2%)
	合計	26(100%)	43(100%)	127(100%)	196(100%)
	兵庫県	A.都心型	B.都心周辺型	C.周辺市町村型	合計
活用形態	a.営利活用型	10(62.4%)	2(9.1%)	10(9.8%)	22(15.7%)
	b.非営利活用型	3(18.8%)	14(63.6%)	49(48.0%)	66(47.2%)
	c.保存型	3(18.8%)	6(27.3%)	43(42.2%)	52(37.1%)
	合計	16(100%)	22(100%)	102(100%)	140(100%)

分類の結果、都心型では、大阪府と兵庫県ともに、営利活用型が最も多く、それぞれ 60%以上を占める。大阪府は、都心型に占める保存型の割合が低い。営利活用型（65.4%）と保存型（11.5%）の差が約６倍あり、約３倍の兵庫県よりも大きい。都心周辺型では、大阪府と兵庫県ともに、非営利活用型が最も多く、それぞれ過半数を占める。大阪府では営利活用型（30.2%）が保存型（18.6%）より多く、兵庫県では保存型（27.3%）が営利活用型（9.1%）より多い。周辺市町村型では、大阪府と兵庫県ともに、非営利活用型と保存型がそれぞれ 40%以上を占める。大阪府では、非営利活用型（41.7%）と保存型（42.6%）の割合はほとんど同じである。営利活用型の割合は、大阪府（15.7%）の方が兵庫県（9.8%）よりも多い。

大都市中心部から郊外と周辺へ向かうに従い、営利活用→非営利活用→保存の順となる。大阪府では、都心では「営利」、都心周辺では「営利」「非営利」、周辺市町村では「非営利」「保存」が多く、「都心×営利」、「都心周辺×営利ないし非営利」、「周辺市町村×非営利ないし保存」が典型例となる。兵庫県では、都心では「営利」、都心周辺では「非営利」、周辺市町村では「非営利」「保存」が多く、「都心×営利」、「都心周辺×非営利」、「周辺市町村×非営利ないし保存」が典型例となる。

以上の結果を分析してみると都心では営利活用に適し、周辺市町村では、非営利活用や保存の方が適していると言える。これは、都心では集客効果が望めるので、営利活用をしている事例が多いためである。この結果は、大阪府の方が顕著である。大阪府は兵庫県よりも都心型、都心周辺型において、保存型の割合が低い。これは、大阪市の方が神戸市よりも登録有形文化財建造物を住居以外に活用している事例が多いことを表している。大阪府は営利活用型の割合が、都心型、都心周辺型、周辺市町村の全てにおいて兵庫県よりも高い。特に都心周辺型の営利活用型の割合は、大阪府（30.2%）は兵庫県（9.1%）の３倍以上である。これは、大阪市において、登録有形文化財建造物の営利活用が行われていることを表している。

第３章　登録文化財建造物の活用事例の調査検討

第１節　研究対象建造物（略）

（１）多様な類型で活用されているものの代表例（Ａａ、Ｂａ、Ｃｂ型）、（２）所有者、（３）運営者、（４）立地条件、（５）建築構造、（６）建築年代、（７）登録時期

第２節　大阪府の事例

１．北浜レトロビルヂング（旧桂隆産業ビル）（Ａａ型）

（１）立地と概観：北浜レトロビルヂング（通称「北浜レトロ」）は、大阪市中央区北浜にあり、大阪市営地下鉄堺筋線・京阪電鉄本線北浜駅から徒歩１分の場所にある。外観は２階建ての煉瓦造で、左右を同ビルよりも高いビルに挟まれている。

（２）経緯

１）証券会社：北浜レトロビルヂングは、1912（明治 45）年に、証券会社として建てられた。所有者の小山壽一氏によると、「建築当時、北浜周辺は日本一、地価が高いところであった。北浜レトロビルヂングは、イギリス様式で建てられた洋館で、贅を尽くして建てられた。鉄骨は使っておらず、良い木を使っている。外側はレンガ造で、中の梁などは木造である。」とのことである。第二次世界大戦後、GHQ が大証・東証の証券取引を何年か中止したことがあり、それにより、株が売れなくなり、証券会社は廃業した。

２）一般企業：その後、石材専門商社の桂隆産業がこのビルを所有したが、この会社は、1994（平成 6）年に倒産した。

３）現オーナーとの出会い：空き家となっていたビルが売り物件となり、それが当時大阪府職員だった小山壽一氏の目に留まった。小山壽一氏の資料によると、当時、「ヨーロッパでは歴史的建築物が飲食店などに上手く活用（転用）されているのに、どうして日本では出来ないのだろうか（誰もしないのだろうか）」と思っていたという。こうした疑問を常々感じていたところ、偶然古くて汚く小さな建物が目に留まった。これが『北浜レトロ』との出会いであり、誕生のきっかけであった。小山氏が調べると競売物件であったので、競売で売られる前に、1996（平成 8）年 12 月に任意売却で購入した。前所有者が倒産して２年間放置されて朽ち果てつつあったのを、大阪（北浜）の象徴とも言える文化財レベルの近代建築（洋館）を何とか再生したい」との想いから、大手銀行を説得し融資を得て購入に成功した。

４）リノベーション：小山氏は、勤務していた大阪府庁を退職後、英国に渡り独力で学んだインテリア・デコレーション手法をベースに自ら図面を引きながら、旧知の建築会社の施工協力を得てリノベーションを実施した。1912 年の建築当時の姿（明治後期の純イギリス建築）に戻すべく、綿密な時代考証、インテリア設計を行った。アンティークを使ったインテリアは家具からトイレ、電気スイッチ、絵画に至るまで全て、単

身イギリスに渡って仕入先を見つけて買い付けたものである。「予算面での制約から、全てに自前主義を優先してきたことが、結果的に非日常性の演出につながり、高差別化が実現できた。」「公的コンサルタント資格を有する身としても、そのままでは解体の運命にある近代建築を、飲食・物販施設として転用・再生させるビジネスモデルを確立したい」、「存続の危機にある他の多くの近代建築を守っていくための理論的根拠（収支構造の改善）を他の所有者に示したいとの想いもあった。そういったことからも、我々は、単なる飲食店ではなく、貴重な文化財建築を保存・活用する企業であり、社会的な義務を負った存在であると自己認識している」と小山氏は言う。

５）店舗としての活用と文化財登録：小山氏は、1997（平成 9）年に純英国式の紅茶専門店「北浜レトロ」をオープンさせた。同年、北浜レトロビルヂングは、国の有形文化財に登録された。文化財登録は、小山氏が大阪府文化財課の林義久主事（当時）に相談に行った際、林主事から登録を勧められたことによる。「北浜レトロ」は、紅茶をティールームで提供し、持ち帰り用の紅茶やケーキを販売しているほか、英国アンティーク家具などの販売も行っている。

２．寺西家阿倍野長屋（Ｂａ型）（略）

（１）立地と概観：寺西家阿倍野長屋は、大阪市阿倍野区阪南町にあり、大阪市営地下鉄御堂筋線昭和町駅から徒歩１分の場所にある。同長屋は、木造２階建ての４軒長屋である。所有者の寺西興一氏は、本長屋の向かいに居住している。自宅も寺西家住宅として有形文化財に登録されているものである。

（２）経緯（略）：１）祖父の貸家、２）マンション計画がもちあがる、３）専門家からのアドバイス、４）文化財登録が決断の契機に、５）店舗としての活用

３．南川家住宅（Ｃｂ型）

（１）立地と概観：南川家住宅は、大阪府貝塚市新町にあり、南海電鉄本線貝塚駅から徒歩５分の場所にある。貝塚市新町は、貝塚寺内町の一部である。主屋は、通りに面して木造２階建てであり、その裏に、木造平屋建ての離れがある。

（２）経緯

１）職人の家：南川家住宅の離れは、明治初期に建設された。その後、古材を転用して、1927（昭和 2）年に主屋が建設された。所有者の南川孝司氏は、南川家の 8 代目の当主である。貝塚の特産品の１つに柘植（つげ）の櫛があり、南川家住宅は、柘植の櫛を磨いていた職人の家であった。南川家住宅の主屋の正面は、2006（平成 18）年頃に改修された。

２）南大阪は日本一の建築のまち「泉州・堺の建て倒れ」：南川氏によると、貝塚市のある大阪府南部は、「泉州・堺の建て倒れ」と言われたように、金をつぎ込んで豪華な屋敷を建てる人が多く、日本一の建築のまちであった。

３）伝統的建造物群保存地区でなく文化財登録制度でまちづくりを目指す：地域に遺る建造物の活用は、所有者の意識が第一である。伝統的建造物群保存地区にすると、地域を決めなければならない。そうすると、必ずしも保存に前向きな家がその地域に入るとも限らず、地域から外れるおそれもある。そのため、南川氏は、伝統的建造物群保存地区を目指さず、登録有形文化財建造物制度を使って、貝塚寺内町の民家のいくつかを文化財登録し、寺内町の歴史まちづくりをしようと考えた。「市が文化財保護法の中で、核になるところを作らなければならない。登録して、活用を考える。『これが文化財』というピンバッジを与えて、個人、あるいは地域住民とどうするか、考えなければいけない」と南川氏は述べる。

４）文化財登録：南川家住宅は、主屋と離れ共に、2007（平成 19）年に、国の有形文化財に登録された。

５）非営利的活用：2013 年 5 月現在、南川氏は南川家住宅の近くに住んでおり、南川家住宅は、住居として

は使用されていない。南川家住宅の主屋と離れの両方が、南川氏が代表を務める「ＮＰＯ法人摂河泉地域資源研究所」により非営利的に活用されている。活用方法は、南川氏が代表を務める「ＮＰＯ法人摂河泉地域資源研究所」が、「明治・大正・昭和暮らしの資料館」として不定期で公開しているほか、小学生の体験学習に利用されている。道具類の見学と、昭和の暮らしを体験することができる。公開時期は、「貝塚寺内町と紀州街道まるごと博物館」のときと、「春の町家の雛めぐり」のときなどイベントのあるときであり、そのほか、申し込みにより、個別に公開している。資料館には、南川氏が集めた大阪にまつわる書籍や暮らしに関する道具類など３万点の一部が公開されている（読売新聞 2008 年 6 月 5 日）。

第３節　兵庫県の事例

１．甲南漬資料館（旧高嶋家住宅主屋）（Ｂａ型）（略）

（１）立地と概観

（２）経緯：１）奈良漬の製造、２）建築家に依頼、３）有名な洋風建築、４）震災後「こうべ甲南武庫の郷」をつくる、５）文化財登録、６）店舗等の経営

２．旧小河家別邸（Ｃｂ型）（略）

（１）立地と概観

（２）経緯：１）実業家の別荘、２）管理する人がいなくなる、３）文化財登録、４）三木市の所有と管理費、５）「旧小河家別邸の保存と活用をする会」と非営利活用

３．旧小國家住宅（Ｃｂ型）（略）

（１）立地と概観

（２）経緯：１）医師の家、２）文化財登録制度、３）台風による被害、４）ヘリテージマネージャーの調査、５）改修と文化財登録、６）非営利活用

第４章　登録プロセスモデル

第１節　登録プロセス

１．文化財登録手続総論

文化財保護法には、文化財登録手続に関する規定がいくつかあるが、その規定には、手続の概略が記載されているに過ぎない。同法上、登録手続規定の主なものをまとめると、以下のとおりとなる。

> 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財のうち、文化財としての価値にかんがみ、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる（文化財保護法 57 条 1 項）。同大臣は、登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする（同条 2 項）。・・・文部科学大臣は、登録有形文化財の登録については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない（同法 153 条 1 項 2 号）。・・・文化財登録原簿に登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、登録をされた有形文化財（以下「登録有形文化財」という）の所有者に通知する（同法 58 条 1 項）。登録は、官報の告示があった日から効力が生じる。ただし、登録有形文化財の所有者に対しては、上記の通知が所有者に到達した時からその効力が生じる（同条 2 項）。登録をしたときは、文部科学大臣は、登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない（同条 3 項）。

このように、登録文化財制度の特徴は、法律上、（形式的には）登録の主語（登録者）は、あくまで文部科学大臣となっているが、実際は、地方公共団体や所有者の意志で登録申請が柔軟にできるような制度になっている。

文化庁「建物を活かし、文化を生かす。登録有形文化財建造物のご案内」の文化財登録の手続について示した図によると、所有者が文化財登録の希望を出した後、地方公共団体と国（文化庁）が、それぞれの役割を担い、文化財登録の手続を進行させていることがわかる。文化財保護法研究会編（2006）によると、登録の具体的な流れとしては、①候補物件の選定等、②関係地方公共団体の意見照会、③文化審議会への諮問・答申、④文化財原簿への登録等、という４つのプロセスをたどる。先ず、①候補物件の選定等のプロセスでは、文化庁や、地方公共団体などが調査したもの、地方公共団体から候補物件の情報提供があったもの、学術的に調査・研究されたものを候補物件に選定する。この場合、所有者や住民団体からの申請や、地方公共団体からの推薦により、選定することもありうる。選定の際、所有者の同意は、法律上の要請はないが、円滑に登録を可能にするため、運用上、所有者の同意を得る扱いとしている。次に、②関係地方公共団体の意見照会のプロセスでは、文部科学大臣は、登録前に関係地方公共団体の意見を聴くものとする、となっている。この意見の照会は、物件の所在する都道府県及び市町村の教育委員会に対して行われ、教育委員会は、関係部局等と意見を調整し、提出することとなる。そして、③文化審議会への諮問・答申のプロセスでは、文部科学大臣は、登録有形文化財の登録について、あらかじめ、文化審議会に諮問があり、文化審議会は、専門調査会が調査を行い、文部科学大臣に答申する。最後に、④文化財登録原簿への登録等のプロセスでは、文部科学大臣が、文化財登録原簿に登録したときは、官報で告示するとともに、登録された有形文化財の所有者に通知する。登録の効力が生じるのは、官報の告示の日からであり、所有者に対しては、通知がその所有者に到達した時からである。登録後、文部科学大臣は、所有者に登録証を交付する。

２．大阪府の登録プロセス

本研究では、大阪府と兵庫県の文化財登録を担当する職員からヒアリングを行い、明らかになった両府県の具体的な文化財登録プロセスについて述べる。図４－２は、そのプロセスをまとめたものである。

Ⅰ－１（所有者→都道府県・市町村）登録の端緒（１）：大阪府の場合、所有者から市町村に登録に関する相談をして、市町村は、その相談内容を都道府県に上げるのが通常の手続である。大阪府では、市町村から府に集約される所有者からの相談案件が、年間 30～40 件ある。登録申請をする場合のため、所有者は、「同意書」と「所有者を示す登記簿謄本」を都道府県に提出しておく。

Ⅰ－２（都道府県→所有者）登録の端緒（２）：大阪府の場合は、文化庁の方針により近代和風建築調査を行い、2000（平成 12）年 3 月に『大阪府の近代和風建築』を出版した。その資料に基づき、大阪府は、所有者に文化財登録を働きかけた。大阪府においては、建築を専門としていた当時の主査（2008（平成 20）年度末退職）が、登録に積極的であったことが大変重要である。所有者と相談した際に、図面を描くなど、登録申請の準備をし、その後登録申請手続の全てを行った。この場合、府の職員が図面を描き、登録申請をするので、所有者は費用を負担することがなかった。

Ⅱ（都道府県→市町村）調査：大阪府の場合は、条例に基づいて作られた市の審議会に登録のために必要な調査を依頼する。最初に行う登録の可否に関する判断が困難であるので、大阪府では審議会に大学の教員を入れている。教員には文化財調査の報償費を払っているだけで、その他の謝礼は払っていないので、費用は大きくない。

Ⅲ（文化庁→都道府県）登録の募集：文化庁から都道府県にファックスで、登録の募集が送られてくる。募集は、2013 年 6 月 24 日現在まで 77 回あった。

Ⅳ（都道府県・市町村→文化庁）意見書等の送付：都道府県と市町村は、個別に登録の条件を満たした旨の意見書を作成し、都道府県は、その意見書と、所有者から提出された同意書と登記簿謄本を文化庁に送る。文化庁に送られる意見書には、登録の条件に合っていることが述べられている。

Ⅴ（文化庁→都道府県）登録の回答：文化庁は、都道府県に登録にふさわしいという「回答」を文書で送り、文化財原簿に登録する。

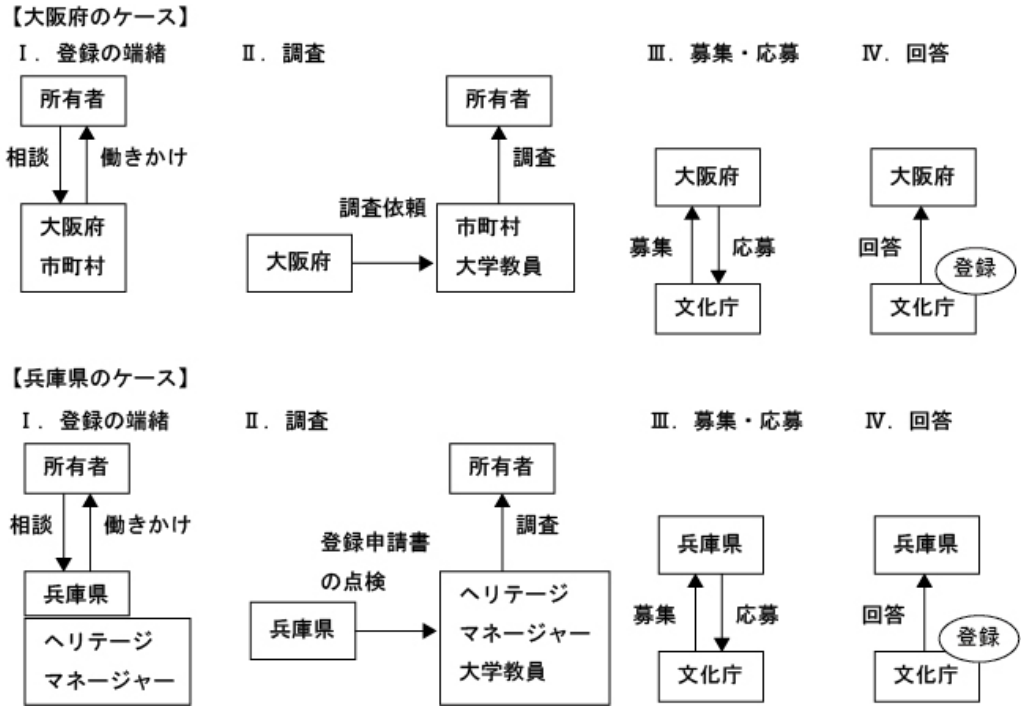
３．兵庫県の登録プロセス

Ⅰ（ヘリテージマネージャー・都道府県→所有者）登録の端緒：2013 年 10 月現在、兵庫県内で文化財登録される件数のうち、約６割がヘリテージマネージャーが掘り起こしたものである。それ以外の約４割のうち、大部分が行政からの働きかけによるものであり、兵庫県では、所有者からの希望で登録されるものは少ない。ヘリテージマネージャーについては、次節において詳述する。兵庫県は、約 1 万 7000 件あるデータの中から、登録が必要だと考えられるものに対して、所有者に働きかけている。

Ⅱ（ヘリテージマネージャー→都道府県）調査：ヘリテージマネージャーが 1 次調査の概略までについて調査をし、詳細調査は大学教員が行っている。物件の概要や図面はヘリテージマネージャーが作成するので、大学教員の少ない自治体でも問題はない。文化財登録の申請もヘリテージマネージャーが行う。ヘリテージマネージャーが書いた登録申請書は、県の担当が、点検し、加筆修正をする。調査をするのは、市民が主となるべきであるが、市民は専門的な教育を受けておらず、技術力がない。調査や登録申請をするには、ある程度専門的な能力を持った人が必要であるが、大学教員だけがするものではないと兵庫県は考えており、住民のリーダーとなるヘリテージマネージャーを作ることを目的としている。

Ⅲ以降は、大阪府と同様である。

【図４－２】大阪府と兵庫県の文化財登録の流れ



４．大阪府の現況と今後の課題

（１）大阪府の文化財行政体制：2013 年 6 月現在、大阪府教育委員会事務局で、指定及び登録文化財建造物の担当者は、文化財保護課文化財企画グループ総括主査である。大阪府のうち忠岡町を除く 42 市町村は、教育委員会の中に、文化財の専門職員を配置している。大阪府は埋蔵文化財の数が日本一であり、大阪市と堺市以外の市町村は、埋蔵文化財を専門に扱っている。しかしながら、建造物の専門職員がいるのは、大阪市と堺市のみであるので、行政だけで数多くある文化財建造物に対応するのは難しい。

（２）文化庁の方針変更：１）2007 年頃までは文化庁が推進＋申請も容易：文化庁は、1996（平成 8）年に登録制度ができてから最初の 10 数年間（2007 年ごろまで）は、登録数を増やす方針であった。大阪府では、当時の担当の主査は、文化財の登録について積極的で、市町村へも働きかけていた。提出する書類のうち、建物の所見については、2006（平成 18）年頃までは『大阪府の近代和風建築』を要約して所見を書けば良かった。**２）2007 年前後から申請に調査必要：**2007（平成 19 年）頃から文化庁の方針が変わり、建物 1 棟につき、A４用紙 1 枚以上の所見が必要になった。「大阪府の近代和風建築」を要約しただけでは認められないようになり、文化庁に提出しても、保留になる案件が出るようになった。再調査が必要になると、その費用は基本的に所有者負担となるので、費用が必要になるほか、所有者との信頼関係を損なうおそれもある。

（３）文化財登録、指定の現状：文化庁の方針が変更された結果、2008 年頃より、大阪府の新規登録文化財件数は減少した。文化庁の登録審査は厳しくなったが、登録文化財の活用が進むことは変わらない。文化庁は、観光振興や公開に力を入れており、文化財建造物を核とするのが、2003 年頃からの流れである。登録の件数は伸び悩んでいるが、まちづくりや公開事業は盛んになっている。大阪府の場合、所有者から市町村に相談があり、市町村から府に集約される案件が、2012 年までの時点で、年間 30～40 件ある。2013 年 6 月現在、登録のプロセスが進行しているのは 25 棟である。現担当者の 6 年間で、重要文化財に指定されたのは 3 件である。そのほか、現担当者が前任者から引き継いで、重要文化財指定されたものは 2 件ある。文化財登録されたものは 6 年で 35 件である。

（４）ヘリテージマネージャーへの期待：文化庁の方針が変わり、審査がきびしくなった結果、大阪府では所有者負担の調査が必要となり、登録数は落ちている。しかし登録はまちづくりにプラスであり、登録行政をすすめる必要がある。そこで期待がかかるのが、兵庫県が先鞭をつけた「ヘリテージマネージャー」の力である。大阪府では、「大阪府登録文化財所有者の会」と「大阪府建築士会」によって、2013（平成 25）年 7 月よりヘリテージマネージャー養成講座が行われることとなった。今後は、その講座を修了したヘリテージマネージャーが大阪府の文化財登録に貢献していくと期待される。

５．兵庫県の現況と今後の課題

（１）兵庫県文化財担当：2013 年 10 月現在、兵庫県教育委員会文化財課の職員は９名で、そのうち、指定・登録文化財の担当は、教育委員会事務局参事兼文化財課長を含めて２名である。

（２）ヘリテージマネージャーの関与：審査が厳しくなり調査が必要になったという文化庁の方針の変更は、兵庫県にも影響が及んだ。大阪府と異なるのは、兵庫県は文化庁が方針を変更する前からヘリテージマネージャーの育成を行っており、文化財登録申請にもヘリテージマネージャーが関与している。ヘリテージマネージャーが時間をかけて登録申請書を書き、それを県の担当の２人が点検、加筆修正しているので、兵庫県が出した登録申請は、再調査する必要がない。

６．大阪府と兵庫県の登録件数の推移

1996 年から 2006 年までは、ほとんど大阪府の方が兵庫県よりも年度ごとの登録件数が多かったが、2009 年以降は大きく減少した。兵庫県は、2003 年からヘリテージマネージャーが関与して登録申請がされるようになった。2007 年や 2008 年は、ヘリテージマネージャーの関与した登録が、その大半を占める。年間登録数で、兵庫県は 2001 年まで大阪府より少なかった。2002 年以降は 2012 年までの 11 年間のうち、2002、2004、2006、2008～2011 年の 7 つの年度は大阪府より多く、そのいくつかはヘリテージマネージャーの関与によるものであることがわかる。ヘリテージマネージャー制度の効果が高いことがわかる。累積数では、2011 年 7 月に、兵庫県は登録文化財建造物の件数が大阪府を抜き、全国 1 位となった。

第２節　登録を支える制度・団体

１.「大阪府登録文化財所有者の会」

（１）歴史：大阪府登録文化財所有者の会は、2005（平成 17）年、全国で最初に作られた登録文化財所有者の会である。大阪府登録文化財所有者の会は、建造物の所有者らが集まり、組織化された会であり、大阪で組織された後、京都、和歌山、愛知、秋田などで登録文化財所有者の会が作られている。

（２）組織：設立に際し、中心的な役割を果たしたのは、寺西興一氏（寺西家阿倍野長屋所有者）、小山壽一氏（北浜レトロビルヂング所有者）、林義久氏（当時の大阪府教育委員会文化財保護課職員）の３名である。会の規約は、寺西興一氏が作成した。石井智子美建設計事務所編（2012）によると、登録文化財所有者を正会員、それ以外を特別会員とし、2012（平成 24）年 4 月 1 日現在で、正会員は 93 名、特別会員は 18 名である。特別会員は、行政の文化財担当職員などであり、建造物の保存・活用・登録に積極的に関わっている。正会員の中には、貝塚市の南川孝司氏のように、地元で登録文化財件数の増加に直接関係している人もある。

（３）趣旨・目的

（４）活動：大阪府登録文化財所有者の会の活動の内容は、①登録文化財の保存と活用にかかわる活動、②会員相互の親睦と登録文化財に関する情報交換にかかわる活動、③市民との交流、登録文化財件数の増加にかかわる活動、④全国の登録文化財所有者等との連携、「全国登録文化財所有者の会」への発展にかかわる活動がある。具体的活動として、１）ヘリテージマネージャー養成講習会の実施と、２）ＮＰＯによる文化財建造物活用モデル事業（文化庁委託事業）の２点について述べる。

１）ヘリテージマネージャー養成講習会の実施：大阪府登録文化財所有者の会は、社団法人大阪府建築士会と連携して、2013 年 7 月から 2014 年 2 月までの期間に、地域の文化遺産の保存・活用に関する専門家（ヘリテージマネージャー）を育成するための講習会を実施する。

２）ＮＰＯによる文化財建造物活用モデル事業（文化庁委託事業）（略）

２．ヘリテージマネージャー

（１）定義：ヘリテージマネージャーとは、歴史的建造物の保全活用に関わる専門家であり、兵庫県ヘリテージマネージャー養成講習会の資料には、「地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用してまちづくりに活かす能力を持った人材」と定義されている。

（２）文化財登録制度創設を働きかけた被災地兵庫県：兵庫県では、阪神・淡路大震災により多くの文化財建造物に被害が生じたことにより、未指定であるが価値のある文化財建造物へ対応しておく必要があった。それが背景となり、兵庫県が中心となり国に働きかけて作られたのが文化財登録制度である。

（３）ヘリテージマネージャー制度の誕生：ヘリテージマネージャー制度は、兵庫県教育委員会文化材室主査（当時）の村上裕道氏が兵庫県建築士会に働きかけたことがきっかけとなり、兵庫県から始まり、日本の多くの都道府県に広まっていった。兵庫県のヘリテージマネージャー制度を中心に述べる。

（４）目的とニーズ：登録有形文化財制度の目的は、文化財建造物の価値を発見して共有化し、登録をして名簿（文化財登録原簿）に載せることにある。そのためには、登録手続に多数の参加・協力が必要である。また、文化財の保護は、所有者等の関係者が増加することにより、参加型に向かう。登録手続への参加・協力にはヘリテージマネージャーの役割が大きく、ヘリテージマネージャーが点から線へ、線から面への歴史を活かしたまちづくりを実現させることになる（後藤 2012）。後藤（2009）によると、行政側と受講者側にヘリテージマネージャー講習を誕生させたニーズがあったとする。まず、１）行政側の契機としては、①文化財建造物数の飛躍的な増加と、②歴史的建造物の災害に対する対策をする必要があった。一方、２）受講者側は、文化財等に対する知的興味があり、その改修のための基礎的な知識を修得したいという動機があっ

た。ヘリテージマネージャーの制度ができるまでは、① 文化財等の調査・改修は少数の専門家によって行われてきた。② 都市計画や地域計画に関わる専門家は、文化財等を扱う経験が乏しい。③ 文化財等の日常管理は、専ら所有者の努力によって行われてきた。これらの３者（文化財専門家、計画専門家、所有者）が個別に動いてきたが、今後は各地で育成されたヘリテージマネージャーが①～③の３者をつなぐ役割を果たす。

（５）受講修了者のネットワーク：兵庫県では、ヘリテージマネージャー養成講習会を受講し、修了した者は、兵庫県ヘリテージマネージャーという名称で、県の教育委員会に登録することができる。修了者は、「ひょうごヘリテージ機構Ｈ^{2}Ｏ」という開放型ネットワークを作り、文化財建造物の保存、活用、登録やまちづくり活動をしている。第１期養成講習会は 2002 年１月に開講された。「ひょうごヘリテージ機構Ｈ^{2}Ｏ」は、その翌年の第２期養成講習会の終了後に、第１期と第２期の受講生の活動組織として作られた。

（６）受講資格の緩和（略）

（７）「全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会」（略）

（８）「ＣＯＣ（Center Of Community）」の役割（略）

第３節　登録プロセスモデル

（１）大阪府の登録が多い理由：まず、大阪府において登録文化財が多い要因について、登録プロセスモデルから検討すると、①行政の文化財担当者が文化財登録に積極的であった、②条例に基づく市の審議会が大学の教員に調査を依頼し、所有者の負担にならないようにしている、③大阪府登録文化財所有者の会の活動や情報発信、積極的な会員の個々の活動の成果による、の３点が挙げられる。

（２）兵庫県の登録が多い理由：兵庫県において登録文化財が多い要因について、登録プロセスモデルから検討すると、①阪神淡路大震災による歴史的建造物の被害を受けたことがきっかけとなり、行政の文化財担当者が働きかけ、日本におけるヘリテージマネージャー制度が作られた、②ヘリテージマネージャーが登録物件の掘り起こしから、対象物件の調査、登録申請まで行っている、③行政の文化財担当職員が登録申請書を点検してから文化庁に提出するので、再調査が不要である、の３点が挙げられる。文化財登録申請にとって、行政職員の関与は不可欠であるが、大阪府と兵庫県は、登録申請に関する事務について積極的に支援している。行政職員が積極的に関わることで、所有者の金銭的な負担を軽くしたり、再調査の必要をなくしたりすることで、所有者は登録の希望がしやすくなる。

（３）キーパーソン、ヘリテージマネージャーの重要性：大阪府登録文化財所有者の会やその会員の活動は、登録有形文化財を周知させ、未登録の所有者に、登録の機会を与えている。貝塚市の南川孝司氏のようにキーパーソンがいる地域は、地域の文化財登録を増やすことができる。兵庫県は、全国に先駆けてヘリテージマネージャーの育成を始め、その活動組織を作り、実際にヘリテージマネージャーの活動が兵庫県下で行われていることが強みである。大阪府も 2013 年からヘリテージマネージャーの育成を始めたように、既に多くの文化財登録がされている大阪府にとっても、ヘリテージマネージャーを育成し、その活動組織を作ることは有益である。

（４）総括：国の登録文化財制度は、住民、所有者が自主的に保存・活用する多くの物件を国の登録台帳に登録し、緩やかな保護措置で未来に継承していくことを目的とするものである。したがって、登録文化財制度は、形式は文部科学大臣が登録をするが、地元、特に地方自治体と所有者の熱意や努力が主役であることがわかる。兵庫県は、登録文化財制度の契機となった自治体であるが、2000 年代初頭までは、申請数は大阪府の方が上だった。しかし、ヘリテージマネージャー育成を 2002 年に始めてから、申請が拡大し、大阪府を追い越すようになった。大阪府は、2007 年ごろまで登録数が増えていたが、それ以降、文化庁の方針も変わ

り、審査がきびしくなり、所有者負担の調査が必要となり、登録数は落ちている。そこで大阪府でも、調査と申請をサポートするヘリテージマネージャーの育成をすすめようとしており、大阪府登録文化財所有者の会と大阪府建築士会によって、平成25年7月よりヘリテージマネージャー養成講座が行われることとなった。このようなことから、登録プロセスモデルをみると、登録文化財所有者の会と、調査と申請の手伝いをするヘリテージマネージャーについて以下のような結論になる。

文化財登録前から登録後に至るプロセスについて、以下のモデルを提唱する。

①（情報発信）登録文化財所有者の会が、活動や情報発信を行うことで、未登録の文化財所有者に文化財登録を周知させ、登録の機会を与える。

②（調査と登録）ヘリテージマネージャーが中心となり、調査を行い、都道府県の文化財担当職員や大学教員と協力して、登録申請を行う。

③（メンテナンスと活用）登録後は、建築士であるヘリテージマネージャーが建造物の点検をし、必要な場合は所有者に補修などの技術的な助言をする。所有者は、文化財登録所有者の会に入会し、活動や情報交換を行い、所有する建造物を活用する。

第５章　メリットモデル

登録文化財制度を活用して、まちの魅力を高め、地域活性化、まちづくりをすることが重要となり、求められるようになっている。そのためには登録文化財を活用して地域拠点とする必要があり、営利の場合は採算性、非営利の場合地域への効果がなければならない。そこで本章では、文化財登録をした場合のメリットを論じる。登録のメリットとして、税金の減額等の法令上のメリットと、活用する上での営利的、非営利的なメリットがある。

第１節　公的優遇措置

登録された場合の公的優遇措置については、表５－１のとおりである。公的優遇措置には、補助と税の優遇措置の２種類がある。

１．補助：補助の内容は、「保存・活用に必要な修理等の設計監理費」の２分の１を国が補助する（文化庁要項）というものである。

２．税の優遇措置：優遇措置には①から③の３種類がある。①「土地を含む相続財産評価額」の 10 分の３を控除する（国税庁通達）。②「家屋の固定資産税」を２分の１に減税する（地方税法第 349 条 12 項）。③「敷地の地価税」を２分の１に減税する（地価税法施行令第 17 条第３項）。

３．その他：登録有形文化財の修理や管理について、国（文化庁）に技術的なアドバイスを求めることができる（文化財保護法第 66 条）。　また、登録されると、登録証（文化財保護法第 58 条第３項）と登録プレートが交付される。

第２節　活用価値

本節では、活用における営利的、非営利的なメリットについて論じる。営利メリットとは、建造物の活用によって投資を上回る収入が得られるというメリットである。非営利メリットとは、収入以外に得られるメリットである。例えば、地元の小学生の学習に利用されているとか、地域住民の憩いの場になっているというものが、非営利メリットである。まず、営利メリットとして、北浜レトロビルヂング、寺西家阿倍野長屋、

甲南漬資料館の経営の事例を挙げる。次に、非営利メリットとして、南川家住宅、甲南漬資料館、旧小河家別邸、旧小國家住宅の例を挙げる。最後に、各事例を通じた活用のメリットモデルについて論じる。

１．営利メリット

（１）北浜レトロビルヂングの経営の例：北浜レトロビルヂングは、小山壽一氏が取得した近代建築を活用して、小山氏が代表を務める法人が、紅茶専門店として経営されている。

１）コスト：小山氏が北浜レトロビルヂングの土地を取得するのに要した価格は１億 5000 万円で、建物は無料であった。不動産価格以外には、登記費用などに約 2000 万円かかった。改修費用は、約 4000 万円であった。合計で２億 1000 万円ほどである。

２）集客効果：店内は、１階をケーキ、紅茶、雑貨の販売フロアとし、２階を 40 席のティーサロンとする。来店客数は、平日は約 150 人、土日祝日は約 200 人である。客層は様々であり、近代建築を見に来る人、紅茶やケーキを食べる目的の人、デートに利用するカップルなどの人たちがあり、土日は建築を見学に来る人が多い[10)]。北浜レトロは、北浜のランドマーク的な建築であり、近代建築を飲食店に活用する先駆けとなったビジネスモデルとしても有名である。北浜レトロビルヂングの客単価は 2000 円で、売り上げは、１か月で約 700 万円である。小山壽一氏は、「客単価は、ホテル内の喫茶店と同じくらいである。１か月の売り上げは、普通の喫茶店の年商くらいある。実質的に稼働しているのは、40 席中 27～28 席であり、この席数からすれば、よく売り上げている」と語る。世界的レストランガイド「ザガットサーベイ（関西版）」でも、お値打ちレストランランキング（コストパフォーマンス部門）で大阪の１位に選ばれ、大阪の顧客満足度トップランクの評価を得ている。

３）差別化（希少価値の建物＋本物志向の飲食）の成功：北浜レトロビルヂングの事例は、小山壽一氏が建造物の活用方法を明確に定めた上で、建造物を取得して文化財登録をし、純英国式の紅茶専門店を経営しているところに成功のモデルを見ることができる。小山氏は、「文化財登録に税制上のメリットはなかったが、広告のメリットや、所有することによる社会的な価値はあると思う。登録の価値、効用、欲求は、人によって異なる。所有すること自体、何を求めて所有するか異なる」と語る。第６章で述べるように、北浜地区の近代建築はバブル時代を経て決定的に数を減らしている。その結果、同地区の近代建築は、希少価値が出ている。同地区の不動産の賃料は、１坪約 6000 円である、古い近代建築は１坪１万円であり、入居希望者がいても市場に出ることはない。希少価値の近代建築は、将来的にも減少していくことが予想され、北浜レトロビルヂングのように遺っているものは、ますます価値が上がると考えられる。それに加えて、純英国式の紅茶専門店として経営を確立させているところに、小山氏の強みがある。小山氏の持論は、「建物だけで商売をしたら潰れる。食べ物屋としてのアイデンティティを確立しなければいけない。お客様にリピーターになってもらうために、しっかりとしたものを作る。食、建物、商売、いろいろなものプロにならなければいけない」である。希少価値のある建物と純英国式紅茶専門店としての本物志向が、北浜レトロビルヂングの活用を成功させている。

（２）寺西家阿倍野長屋の経営の例：寺西興一氏は、所有する寺西家阿倍野長屋を、飲食店を経営する店舗に賃貸して、収入を上げている。

１）共同住宅計画との比較：寺西氏は、寺西家阿倍野長屋改修後１年を経過してから、寺西家阿倍野長屋の収支と、仮に長屋を潰して共同住宅を建設していた場合の収支について算出した。その結果が、表５－２である。共同住宅建設の場合は、建築業者が作成した収支計画による。ベースとなる建物は、長屋の場合は施工床面積・賃貸床面積が 360 ㎡、一戸当たりの床面積が 90 ㎡、戸数は４戸であり、共同住宅の場合は施工床面積が 900 ㎡、賃貸床面積が 600 ㎡、一戸当たりの床面積が 60 ㎡、戸数は 10 戸で計算している。

（ｉ）長屋改修の収支：ａ．資金計画：自己資金の 1700 万円のみである。ｂ．建設費：建築工事費として、1600 万円を要するほか、創業費として 100 万円の費用がかかる。ｃ．毎年の収入：１坪当たりの賃料単価は 5500 円であり、１戸当たり月 15 万円の家賃収入がある。１年で 720 万円の収入になり、入居率を 95 パーセントとすると、１年で 684 万円の収入となる。ｄ．毎年の支出：建物の税金（固定資産税）が 2 万円、土地の税金（固定資産税・都市計画税）が 15 万円、各種保険等が 20 万円、修繕積立金等が 47 万円で、合計 84 万円の支出となる。

（ⅱ）共同住宅建設の収支：ａ．資金計画：自己資金の 2000 万円のほか、借入金 1 億 7000 万円を要する。ｂ．建設費：建築工事費として、約 1 億 5500 万円を要するほか、創業費として約 1500 万円の費用がかかる。ｃ．毎年の収入：１坪当たりの賃料単価は 6000 円であり、１戸当たり月 11 万円の家賃が入る。１年で 1320 万円の収入になり、入居率を 95 パーセントとすると、１年で 1254 万円の収入となる。ｄ．毎年の支出：建物の税金（固定資産税・都市計画税）が 135 万円、土地の税金（固定資産税・都市計画税）が 15 万円、各種保険等が 20 万円、修繕積立金等が 54 万円の他、返済額が 730 万円かかり、合計 954 万円の支出となる。

２）共同住宅は返済額が大きい（ハイリスク・ハイリターン）：共同住宅を建設した場合は、建築工事費自体に 1 億 5000 万円以上を要するほか、設計監理費用や創業費が、長屋再生の場合より高額となる。その結果、長屋再生の場合は自己資金だけで建設でき、借入をしなくて済むが、共同住宅建設の場合は、自己資金だけでは不足し、1 億 7000 万円を借り入れなければならない。それが毎年 730 万円の返済を要することになる。

３）収入－支出＝利益は長屋再生の方が２倍：両者を比較した結果、共同住宅建設の場合は年間 300 万円の収益が見込めるが、長屋再生の場合は年間 600 万円の収益があり、長屋を再生した方が、共同住宅を建設した場合より収益は２倍である。寺西（2008）によると、「日本の土地は高額であるので、その上に建てる建物は、できるだけ大きな床面積をつくればつくるほど土地の負担が低くなるので儲かると考えていたが、それは床需要が必ずあるということを前提としており、なおかつ新築同士の比較の場合であり、新築と建物再生との比較では、単に延床面積だけで決まるものではない」。また、寺西（2006）によると、「改修工事により、老朽長屋の寿命がさらに 70 年延び、地球環境にもやさしい選択であったと考えられる」。上記の計算は、寺西氏が阿倍野長屋改修後１年を経過してから、賃貸経営による収益と、もし共同住宅を建設していたならどれくらいの収益の差を調査したものである。

４）立地条件の良さ：寺西家阿倍野長屋は、天王寺駅から大阪地下鉄で１駅の昭和町駅から徒歩１分という立地にあるので、テナントの入居希望が多いと考えられる。寺西氏は、入居率を 95 パーセントとして計算しているが、2013 年５月現在、４件の長屋は入居率 100 パーセントであり、100 パーセントで計算すると、さらに賃料収入は高額となる。

５）登録文化財という差別化による価値の上昇：また、寺西家阿倍野長屋が長屋では日本で最初の国の登録有形文化財建造物であるということが、同長屋の価値を更に上げていると考えられる。北浜レトロビルヂングと同様に、本物志向の店舗が経営を行うことができれば、「日本で最初の国の登録有形文化財長屋」と「本物志向の店舗」は、互いを高める相乗効果によって、安定した経営を行えると考えられる。

（３）甲南漬資料館の経営の例：１）経営体制、２）宣伝広告効果、３）観光集客効果、４）「平介茶屋」と「木瓜（もっこう）」、５）「甲南カルチャー倶楽部」、６）総括

２．非営利メリット

（１）南川家住宅の例：１）「明治・大正・昭和暮らしの資料館」、２）小学生の体験学習、３）所有者の熱意

（２）甲南漬資料館の例：１）イベント広場、２）チャリティーバザー、３）市、４）小学校の学習、５）所有者の思い

（３）旧小河家別邸の例：１）公開、２）運営はボランティア団体「旧小河家別邸の保存と活用をする会」、３）３つの部会で運営、４）管理費、５）集客効果、６）市民の志

（４）旧小國家住宅の例：１）運営は「ルネサンス旧小國家プロジェクト」、２）イベントとオーガニックマーケット、３）地域住民の交流、４）今後の展望

第３節　メリットモデル

１．営利活用成功のモデル＝①立地条件＋②建造物の希少性＋③建造物に頼らない経営

２．非営利活用成功のモデル＝①地域資料館としての活用が適しており＋②一般市民の参加が期待でき＋③住民間の交流ができること、が要点となる

第６章　登録文化財建造物の活用による歴史まちづくりネットワークモデル

第１節　登録文化財建造物の活用によるまちづくりネットワーク事例

第３章で取り上げた大阪府と兵庫県の各３事例の登録有形文化財を活用して、まちづくりネットワークを形成している事例について調査した。船場近代建築ネットワークは北浜レトロビルヂングを、「どっぷり、昭和町。」は寺西家阿倍野長屋を、貝塚寺内町と紀州街道まるごと博物館は南川家住宅を、灘の酒蔵探訪は甲南漬資料館を、旧街道・街歩きは旧小河家別邸を、ルネサンス旧小國家プロジェクトは旧小國家住宅を、それぞれ活用してまちづくりネットワークを形成しており、それらを研究対象とした。研究対象としたまちづくりネットワーク６事例の概要である。６事例のうち、ルネサンス旧小國家プロジェクト以外は、集客しやすい鉄道の駅付近でネットワークを構築している。その多くが祭りやまちあるきイベントなどで、誰もが参加しやすいものとなっている。また、設立・開始年は全て 2004（平成 16）年から 2012（平成 24）年までであり、この頃にまちづくりネットワークが盛んになったことが分かる。

１．大阪府の事例

（１）「船場近代建築ネットワーク」：１）発端と組織、２）活動

（２）どっぷり、昭和町。：１）発端と組織、２）イベントの成長、３）町会や若者のまちづくりへ、４）イベントのさらなる発展

（３）「貝塚寺内町と紀州街道まるごと博物館」：１）寺内町としての貝塚市の歴史的まちなみ、２）組織「特定非営利法人摂河泉地域資源研究所（旧、摂河泉地域文化研究所）」、３）イベント内容、４）コスト、５）収入

２．兵庫県の事例

（１）灘の酒造探訪：１）酒のまちとしての灘、２）通常の灘の酒蔵巡り、３）イベント「灘の酒蔵探訪」、４）イベント内容

（２）三木市の旧街道・街歩き：１）地域の歴史－三木城と湯の山街道、２）まちあるきのための舞台、３）まちあるきパンフレットと観光ガイド事業

（３）ルネサンス旧小國家プロジェクト：１）地域の構造、２）町による散策マップ、３）「ルネサンス旧小國家プロジェクト」の組織、４）「ルネサンス旧小國家プロジェクト」の活動と構想

第２節　登録文化財建造物の活用によるまちづくりネットワーク分類論

１．登録文化財を中心としたまちづくりネットワークの分析

第１節で取り上げた大阪府と兵庫県の「登録有形文化財建造物を核として展開するまちづくりネットワーク」を、立地特性２タイプと登録文化財の存在形態３タイプに分けて、合計６分類による分析を行う。

（１）立地特性：立地特性については、「Ａ．都心・都心周辺型」と、「Ｂ．周辺市町村型」に分類する。

（２）存在形態：登録文化財の存在形態による分類は、「ア．集積型」、「イ．併存型」、「ウ．単独型」に分類する。アは、地域にネットワークを組むことができる登録文化財が多数存在するものと定義する。イは、地域にネットワークを組むことができる少数の登録文化財や指定された文化財が存在するものと定義する。ウは、周辺にネットワークを組むことができる指定・登録された文化財が存在しないものと定義する。

２．登録文化財の活用とまちづくりネットワーク分類

表６－２は、上記のまちづくりネットワークの６種類を、「Ａア型」から「Ｂウ型」までの６つの型式に分類したものである。横の行ごとに（アとイとウとに分けて）みると、登録有形文化財建造物の存在形態別によるまちづくりの方法が導き出される。**（１）「ア．集積型」、（２）「イ．併存型」、（３）「ウ．単独型」**

【表６－２】まちづくりネットワークの分類

類型		立地特性	
		A. 都心･都心周辺型	B. 周辺市町村型
存在形態	ア. 集積型	Aア型：船場近代建築ネットワーク（北浜レトロビルヂング）	Bア型：貝塚寺内町と紀州街道まるごと博物館（南川家住宅）
	イ. 併存型	Aイ型：灘の酒蔵探訪（甲南漬資料館）	Bイ型：旧街道･街歩き（旧小河家別邸）
	ウ. 単独型	Aウ型：どっぷり、昭和町。（寺西家阿倍野長屋）	Bウ型：ルネサンス旧小國家プロジェクト（旧小國家住宅）

第３節　歴史まちづくりネットワークモデル（略）

（１）歴史によるコンセプトを核にしたネットワーク

（２）ネットワーク網の拡大

（３）つながりの強化と建造物の増加

【参考文献】浅野聡（2004）「時代と共にひろがる町並み保全型まちづくり」日本建築学会編『まちづくり教科書第２巻町並み保全型まちづくり』丸善。浅野聡(2010)「『歴史まちづくり法』と郊外住宅地」『家とまちなみ』No.61。岩井　正（2007）「伝建地区（伝統的建造物群保存地区）の現状と課題－伝建地区全国アンケートからみたまちづくりのサステイナビリティー」『創造都市研究ｅ』２巻１号。岡崎篤行（2004）「町並み保全型まちづくりを実現する仕組み」日本建築学会編『まちづくり教科書　第２巻　町並み保全型まちづくり』丸善、pp.22-24。大河直躬（2006）「歴史的遺産の保存・活用・再生を進めるために」大河直躬・三松康道編『歴史的遺産の保存・活用とまちづくり〈改訂版〉』学芸出版社、p.35。大阪府登録文化財所有者の会(2012)『商業利用の登録文化財建造物の管理と社会的評価について』大阪府登録文化財所有者の会。大阪府登録文化財所有者の会（2008）『登録文化財を生かす事業報告　学校教育における登録文化財の活用について』大阪府登録文化財所有者の会、pp.37-40。貝塚寺内町と紀州街道まるごと博物館開催実行委員会（2013）『第５回貝塚寺内町と紀州街道まるごと博物館　スタンプで巡る歴史のまち』。石井智子美建設計事務所編（2012）『大阪府の登録文化財－活用と保存が個性あるまちをつくる』大阪府登録文化財所有者の会。苅谷勇雅（2006）「歴史的遺産の保存施策の発展」大河直躬・三舩康道編『歴史的遺産の保存・活用とまちづくり〈改訂版〉』学芸出版社、pp.43-76。苅谷勇雅(2008)「文化財建造物　保存と活用の新展開」『政策科学』15-3、pp.57-76。川口夏希(2012)「地域資源の『発見』を通じた地域再生の

取り組み―大阪市阿倍野区を事例として―」『都市文化研究』vol.14、pp.55-69。旧小河家別邸の保存と活用をする会『ＫＹＵ－ＯＧＡＷＡＫＥ　三木を育てた風流人－小河秀太郎の遺産　国登録有形文化財』。後藤　治（2009）「歴史まちづくりとヘリテージマネージャー」『季刊まちづくり 25 号』学芸出版社、pp.42-47。後藤　治（2012）「ヘリテージマネージャー活動の社会的意義と役割」『歴史的建造物マネージャー・シンポジウム資料』特定非営利法人古材文化の会。」小長谷一之他(2012)『地域活性化戦略』晃洋書房。小長谷一之(2005)『都市経済再生のまちづくり』古今書院。小林重敬・小長谷一之他(2005)『コンバージョン、ＳＯＨＯによる地域再生』学芸出版社。小松秀雄(2010)「『歴史と文化を活かしたまちづくり』の概観」『神戸女学院大学論集』vol.57、pp.53-68。小山壽一（2007）「船場における近代建築を取り巻く現状北浜レトロビルヂング」『大阪府登録文化財所有者の会会報第２号』大阪府登録文化財所有者の会。国土交通省、文化庁、農林水産省（2013）『歴史まちづくり―地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律―』国土交通省、文化庁、農林水産省。沢田　伸（2013）『歴史文化遺産を生活に活かすマネージメント―兵庫県ヘリテージマネージャーの活動を中心に―』第 12 期兵庫県ヘリテージマネージャー養成講習会教材。高岡伸一編（2013）『船場建築ガイド１　北浜レトロビルヂング』船場近代建築ネットワーク。髙嶋酒類食品株式会社『美味伝承　甲南漬本舗―その伝統と技―』。谷直樹・竹原義二編（2013）『いきている長屋　大阪市大モデルの構築』大阪公立大学共同出版会。寺西興一（2006）「老朽木造長屋の再生と採算性　寺西家阿倍野長屋体験談」新建築家技術者集団編『建築とまちづくり』新建築家技術者集団、No.348、pp22-27。寺西興一（2008）「路地横丁からの復権　老朽長屋の再生と借家経営の両立―昭和町から」『都市再生・街づくり学―大阪発・民主導の実践』創元社、pp.122-129。寺西興一（2010）「登録文化財　戦前の老朽長屋の再生がまちづくりに進化―都市計画に逆らったリノベーションが、まちのオアシスに―」『都市計画』社団法人日本都市計画学会、No.59、pp62-63。どっぷり昭和町実行委員会（2013）『どっぷり、昭和町。』あべの経済新聞。十和田　朗　（2010）『観光まちづくりのマーケティング』学芸出版社、pp.10-11、22-27。灘の酒蔵探訪実行委員会（2013）『灘の酒蔵探訪』。羽生冬佳（2011）「歴史・文化と観光　その１－文化遺産の保護と観光－」原田順子・十和田朗編『観光の新しい潮流と地域』放送大学教育振興会、pp.129-131。兵庫県三木市『街道をゆく』。兵庫県三木市（2013）『三木合戦物語』。兵庫県歴史文化遺産活用活性化実行委員会（2013）『篠山の歴史文化を学ぶ』篠山歴史文化ボランティア養成教室受講案内。ひょうごヘリテージ機構Ｈ^{2}Ｏ（2013）『ひょうごヘリテージ年報 第１０集～ひょうごの歴史文化遺産』ひょうごヘリテージ機構Ｈ^{2}Ｏ。福崎町観光協会編（2012）『民俗学のふるさと　辻川界隈散策マップ』福崎町観光協会。藤塚吉浩（2008）「歴史的町並みの保存」伊藤喜栄・藤塚吉浩編『図説　２１世紀日本の地域問題』古今書院、pp.108-109。文化審議会文化財分科会企画調査会（2007）『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』文化審議会文化財分科会企画調査会。文化財保護法研究会編著（2006）『最新改正文化財保護法』ぎょうせい。文化庁『建物を活かし、文化を活かす。登録有形文化財建造物のご案内』文化庁。文化庁『登録有形文化財（建造物）の登録について』（平成 23 年 3 月 18 日』、平成 23 年 7 月 15 日、平成 23 年 12 月 9 日、平成 24 年 4 月 20 日、平成 24 年 9 月 21 日、平成 24 年 12 月 14 日）。文化庁『建物を活かし、文化を生かす。登録有形文化財建造物のご案内』。宗田好史（2010）「地域のブランド化・地域振興の視点からの歴史まちづくり」地方自治編集機構編『地域政策研究』第 53 号、p.52。ルネサンス旧小國家プロジェクト『旧小國家でコンサートと神前てづくり市』。Feel KOBE 観光推進協議会、財団法人神戸国際観光コンベンション協会、神戸市観光コンベンション課（2012）『灘の酒蔵』（第 14 版第 1 刷）。ＮＰＯ法人ＪＡＰＡＮ　ＮＯＷ観光情報協会編（2010）『そこが知りたい観光・都市・環境』交通新聞社。**【参考ホームページ】（略）**